

承認第 1 号

専決処分した福岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正の報告及び承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 7 月 31 日提出

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福田 浩

理由

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の一部改正により、公示による聴聞の通知の方式について、従来の掲示に加え、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが可能とされたことから、改正法の施行日に合わせて条例を施行する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 5 月 21 日付けで専決処分を行ったものである。

専決第1号

専 決 処 分 書

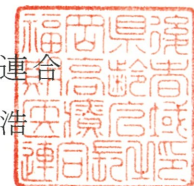
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
下記のとおり専決処分する。

記

福岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定
について（別紙）

令和8年5月21日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福田 浩



福岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成２０年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１５条第３項前段中「その者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の１項を加える。

４ 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第１項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第１６条第１項中「同条第３項後段」を「同条第４項後段」に改める。

第２２条第３項前段中「第１５条第３項」の次に「及び第４項」を加え、同項後段中「同条第３項」の次に「及び第４項」を加え、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から２週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第２９条前段中「及び」の次に「第４項並びに」を加え、同条後段中「「同項第３号」を「同条第４項中「第１項第３号」に、「同条第３号」を「第２８条第３号」に、「同条第３項後段」を「同条第４項後段」に、「第１５条第３項後段」を「第１５条第４項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和８年５月２１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の第１５条第３項及び第４項（これらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

改正案	現行
(聴聞の通知の方式) 第15条 (略) (1)～(4) (略) 2 (略) 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。 4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> (代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2～4 (略)	(聴聞の通知の方式) 第15条 (略) (1)～(4) (略) 2 (略) 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> (代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2～4 (略)

改正案	現行
(続行期日の指定) 第22条 (略) 2 (略) 3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。 (聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。</u>	(続行期日の指定) 第22条 (略) 2 (略) 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>揭示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>揭示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>揭示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。 (聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。